

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、守口市と建設工事の工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「審議官通達」という。）に基づき実施される「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用する場合における、工事請負契約書第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2 融資制度は、次に掲げるものを除く工事を対象とする。ただし、複数年度にわたる工事にあつては、最終年度であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事及び債権譲渡の承諾依頼の時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事のみを対象とする。

- (1) 公共工事履行保証（履行ボンド）による保証を付した工事のうち、守口市が役務的保証を必要とするもの
- (2) その他、請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(債権譲渡の範囲)

第3 譲渡される債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払われた前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する守口市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払われた前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する違約金等の守口市の請求権に基づく金額のうち工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額とする。

- 2 工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 3 請負代金額が増減した場合は、債権譲渡人は、速やかに債権譲受人にその旨を書面により通知しなければならない。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4 債権の譲渡人は融資制度を利用しようとする請負者のうち、審議官通達記1に定める中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とし、債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は融資制度による資金の貸付事業を行うために一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けた者（審議官通達記6に定める者）とする。

(債権譲渡の承諾依頼)

第5 債権譲渡の承諾依頼に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して、次に掲げる書類を当該工事の出来高（債務負担行為に係る工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1以上に到達したと認められる日以降に当該工事請負契約に係る予算担当課に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3部
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書（停止条件付債権譲渡契約であること。様式は「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号。以下「会計課長通達」という。）に定める様式3とする。なお、国土交通省において当該通達が改正された場合には、改正後の通達に基づくものとする。）の写し 1部
- (3) 工事履行報告書（様式2） 1部
- (4) 発行日から3箇月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部
- (5) 本件工事請負契約に係る契約保証金相当額が、保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により、債権の譲渡に当たって保険者等の承諾を得ることを義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する書類の写し 1部
- (6) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1部
- (7) 債権譲受人の取引金融機関届出書 1部

(債権譲渡の承諾基準)

第6 債権譲渡は、次に掲げる事項が確認された場合に承諾する。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書及び締結後の債権譲渡契約証書の写しの譲渡対象債権の金額が、依頼時点において工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できることとなる金額と一致していること。
- (2) 当該工事が第2の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡人及び債権譲受人が第4の条件を満たしていること。
- (4) 債権譲渡承諾依頼書等の印影が印鑑証明書等と一致すること。
- (5) 当該工事請負契約が解除されていないこと及び工事請負契約書に基づく契約の解除事由に該当する恐れがないこと。
- (6) 工事履行報告書により、当該工事の出来高が2分の1以上であることを確認できること。

(債権譲渡の承諾)

第7 債権譲渡の承諾は、第5に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、第6の事項を確認した上で、債権譲渡承諾書（様式1）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1部を交付することにより行う。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、原則として2週間以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により2週間以内に交付できない場合は、その旨を速

やかに債権譲渡人に連絡するものとする。

- 3 債権譲渡を承認した場合は、取引金融機関届出書に基づき、債権譲受人が指定した振込口座を登録する。

(債権譲渡の不承諾)

第8 申請に係る工事が第2に定める対象工事に該当しない場合のほか、第5に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出が無い場合、第6に基づく必要な確認ができない場合その他承諾を行うことが不相当であると認める場合は、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、速やかに債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式3)を交付する。

(融資時の出来高確認)

第9 融資制度における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。なお、当該出来高確認は、守口市が行う出来形部分の検査を拘束するものではない。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、出来高確認協力依頼書(様式4)を提出しなければならない。
- 3 前項の出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場の立入りを承認する。

(融資実行の報告)

第10 第7による承諾後、債権譲渡人と債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署による融資実行報告書(様式5)を提出しなければならない。

- 2 融資実行報告書を受領した場合は、第5に基づき提出された取引金融機関届出書の振込口座と照合する。
- 3 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、審議官通達記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

(請負代金の請求)

第11 債権譲受人は、工事請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡の承諾後は、債権譲渡人は請負代金の請求をすることができない。

- 2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負代金の支払を請求するときは、請求書を提出しなければならない。

(不正時の対応)

第12 融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁、振興基金又は捜査機関等が、債権譲渡

人又は債権譲受人が融資制度に関し不正を行ったと認めるときは、第4の規定にかかわらず、当該不正を行った債権譲渡人又は債権譲受人を融資制度の対象から除外し、債権譲渡の承諾を取り消すものとする。

- 2 債権譲渡人又は債権譲受人が提出した書面が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他)

第13 この要領の施行について必要な事項は、融資制度に係る監督官庁の通知・通達に準じて、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

守口市長 ○○ ○○ あて

(甲) 譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者氏名

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(乙) 譲受人 所在地
商号又は名称
代表者氏名

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

譲渡人(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)との間で締結の令和 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた契約不適合責任その他甲の責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、工事請負契約書に定められた前金払及び部分払は、貴市による承諾以降は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 契約締結日 令和 年 月 日
- 3 工事場所 守口市
- 4 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

令和 年 月 日

(甲) 譲渡人 様
(乙) 譲受人 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行等を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。ただし、承諾の依頼に際し、甲又は乙に虚偽等の不正があった場合は、承諾の取消しを行うものとする。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、工事請負契約書に定められた前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払われた前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する守口市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払われた前払金及び部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の守口市の請求権に基づく金額のうち工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて守口市に融資実行報告書を提出すること。

3 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに守口市に提出すること。

4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、守口市は関与しないこと。

守口市長 ○○ ○○ 印

| | |
|-----|----------|
| 確定日 | 令和 年 月 日 |
|-----|----------|

(様式2)

工事履行報告書

(記載例)

| | | | |
|------------|---------------------|---------------|-------|
| 工事名 | 〇〇〇〇工事 | | |
| 工期 | 令和2年4月30日～令和3年3月30日 | | |
| 日付 | 令和2年12月〇〇日(11月分) | | |
| 月別 | 予定工程 % ()は工程変更後 | 実施工程 % | 備考 |
| 令和2年 4月 | 0.0 | 0.0 差(0.0) | |
| 5月 | 0.0 | 0.0 差(0.0) | |
| 6月 | 2.3 | 0.8 差(1.5) | |
| 7月 | 4.8 | 4.6 差(0.2) | |
| 8月 | 11.3 | 8.2 差(3.1) | |
| 9月 | 18.1 | 15.1 差(3.0) | |
| 10月 | 27.6 | 32.5 差(+4.9) | |
| 11月 | 37.0 | 66.9 差(+29.9) | > 50% |
| 12月 | 55.8 | | |
| 令和3年 1月 | 76.8 | | |
| 2月 | 98.2 | | |
| 3月 | 100.0 | | |
| | | | |
| | | | |
| (記載例) | | | |

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式3)

債権譲渡不承諾通知書

第 号
令和 年 月 日

(甲) 譲渡人 様

(乙) 譲受人 様

守口市長 ○○ ○○ 印

令和 年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における下記の工事に係る債権譲渡の承諾については、下記の理由により承諾を行いません。

記

1 (1) 工事名 _____

(2) 契約締結日 令和____年____月____日

2 承諾しない理由

(理由の記載例)

- 「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領」第5(2)に規定されている様式による締結済の債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
- 本件工事については、履行期限が令和○年○月○日であるところ、ここ数週間にわたり正当な理由なく作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しないおそれがあるため。

(様式4)

工事出来高確認協力依頼書

令和 年 月 日

守口市長 ○○ ○○ あて

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事について、地域建設業経営強化融資制度による融資を予定しており、当該工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、工事現場の立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 工事名 _____
- 2 工事場所 _____
- 3 施工業者名 _____
- 4 現場立ち入り希望日時
令和____年____月____日
(午前・午後) ____時____分から (午前・午後) ____時____分
- 5 連絡先
(1) 担当者氏名 _____
(2) 電話番号 _____

融資実行報告書

令和 年 月 日

守口市長 ○○ ○○ あて

(甲) 譲渡人・借入人 所在地
商号又は名称
代表者氏名

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(乙) 譲受人・貸付人 所在地
商号又は名称
代表者氏名

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

甲が貴市に対して有する下記の債権の譲渡については、令和 年 月 日付けで承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を令和 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて、受け取りましたので、甲乙連署の上、報告します。下記の工事請負代金につきまして、今後は乙の下記の振込口座にお振込ください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請負人等への代金の支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名 _____
- 2 契約締結日 令和____年____月____日
- 3 工事場所 _____
- 4 工期 令和____年____月____日～令和____年____月____日
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
-(2) 前払金額 金 円
-(3) 部分払金額 金 円

- (4) 債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

[振込口座]

- 1 金融機関名 _____銀行_____本・支店
- 2 預金種別・口座番号 種別：_____ 口座番号：_____
- 3 口座名義 (フリガナ)
